



# サウナ設備の基準等の変更について



湖西市火災予防条例の一部が改正され

## 簡易サウナ設備の基準が

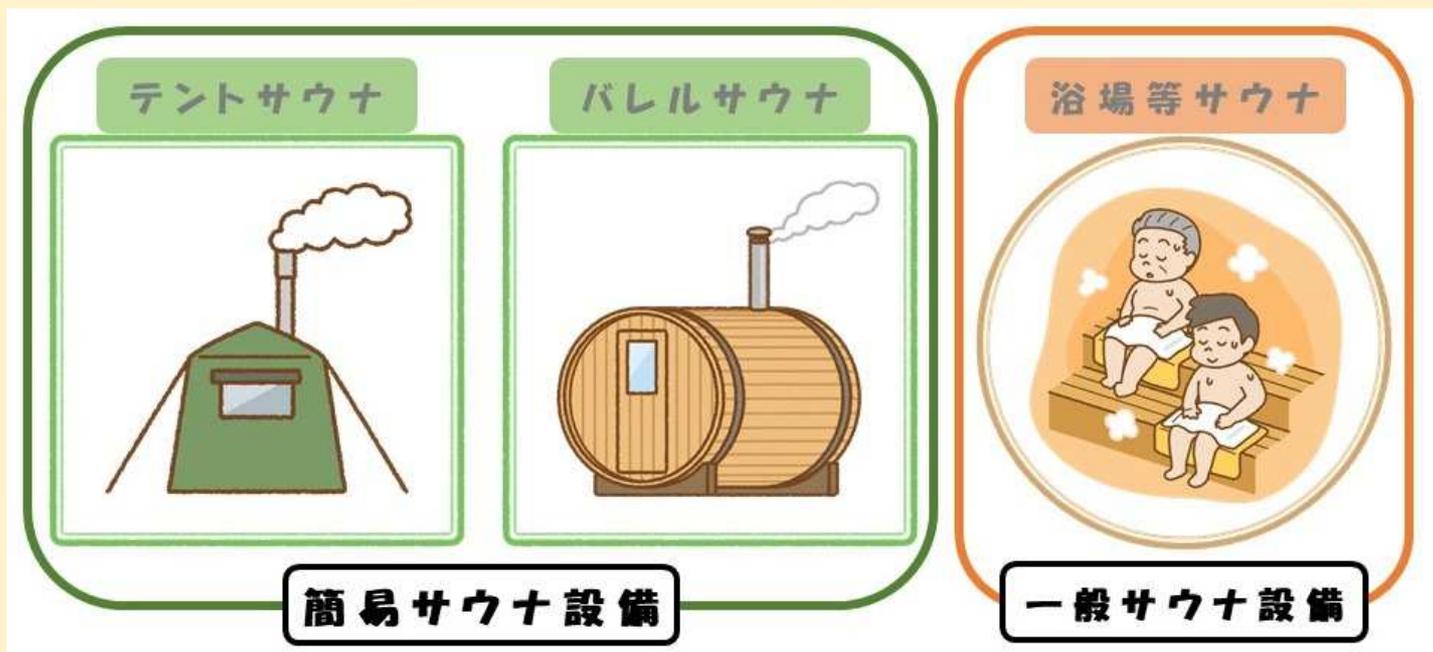
定められました。 施行日：令和8年4月1日

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、屋外のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国的に増加していることから、テント型サウナやバレル型サウナの構造等に応じた基準になるよう見直しを図りました。

## 簡易サウナ設備とは？

屋外等で使用するテント型サウナ室及びバレル型サウナ室に設ける放熱設備で、定格出力6kw以下のものであり、かつ薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」とします。

簡易サウナ設備以外のサウナ設備は「一般サウナ設備」とします。



※定格出力が6kwを超える薪や電気を熱源とする「テント型・バレル型サウナ」は「一般サウナ設備」として規制されます。

※建物の屋上に設置される「テント型・バレル型サウナ」は、建物の屋上が直接外気に接する場所となるため「簡易サウナ設備」として規制されます。

※建物内に設置する「テント型・バレル型サウナ」は、屋外その他の直接外気の接する場所以外の場所への設置となるため「一般サウナ設備」として規制されます。

# 簡易サウナ設備の基準は？



- (1) 放熱設備と周囲の可燃物との距離として、可燃物が高温にならない、又は引火しないよう**火災予防上安全な距離を確保**する必要があります。
- (2) 温度が異常に上昇した場合に、その**熱源を遮断**することができる**手動及び自動の装置**を設ける必要があります。ただし、薪を熱源とするものにあっては、近くに消火器を設置することにより代替えできます。
- (3) 薪等の固定燃料を使用するものにあっては、不燃材料で作った「**たき殻受け**」を設ける必要があります。
- (4) 地震等により**転倒・破損しない構造**とする必要があります。
- (5) 必要な点検・整備を行い、**火災予防上有効に維持管理**する必要があります。
- (6) 製品の取扱説明等に従って、**適切な方法で使用**する必要があります。

# 簡易サウナ設備の届け出は？

個人が設けるものを除き、簡易サウナ設備の届け出が必要になります。設置前に届け出するようにお願いします。

※個人が設けるものとは、自宅の庭等で本人や家族等が使用するために設置するものです。個人が設置する場合であっても、**事業のために設置するものについては届け出が必要**です。

個人が設けるもの(届け出が不要なもの)であっても、**湖西市火災予防条例に定める基準に従い設置する必要**があります。

【お問い合わせ先】

湖西市消防本部 予防課 予防係

[TEL：053-574-0212](tel:053-574-0212)

e-mail：fd.yobou@city.kosai.lg.jp